委託事業仕様書

（別紙）

１　委託事業名

　　令和７年度岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター等事業委託

２　実施期間

　　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

３　委託事業の内容

　(１)　岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

　　ア　就業支援事業

　　イ　就業支援講習会等事業

　　ウ　養育費等支援事業

　(２)　ひとり親家庭等日常生活支援事業

４　委託事業の内容

　(１)　ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という。）を開設し、以下の業務を行う。

①　開所日

月曜日～金曜日（年末年始（12月29日から１月３日）及び祝祭日を除く）

②　開所時間

午前９時から午後４時まで　※開所時間の延長日を設ける

③　職員配置

ひとり親家庭の親等の就業及び自立を支援するのに十分な知識を持ち、就業支援・生活支援の相談等に応じることが可能な常勤の相談員を１名、また、ひとり親家庭の親等の養育費の確保のため養育費に関する専門知識を有する常勤の相談員を１名、それぞれ配置すること。

④　実施方法及び業務内容

ア　就業支援事業

（ア）就業相談

ひとり親家庭の親等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適正、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を経営する上の問題等に対し、適切な助言を行う。

ａ　実施時期　通年

ｂ　対象者　　ひとり親家庭の親等

ｃ　実施内容　ひとり親家庭の親等からの就業及び生活支援等に関する相談に対して、センターでの面接、電話、メール等の相談に応じ必要な助言等を行う。

ｄ　留意事項　相談内容を記録し、内容別に集計すること。

（イ）就業促進活動

地域の企業等に対し、ひとり親家庭の親等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行う。

ａ　実施時期　月４日程度

ｂ　対象者　　地域の企業等

ｃ　実施内容　地域の企業等に対して求人開拓を行う。

ｄ　留意事項　企業に対し、ひとり親家庭の親等に対する理解と協力を求めること。

イ　就業支援講習会等事業

就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催し、併せて就職準備や離転職支援に関するセミナーを行う。

また、その実施に当たって、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図る。

ａ　実施時期　通年

ｂ　対象者 ひとり親家庭の親等

ｃ　実施内容

　（a）家庭生活支援員養成講習会・・・・・・・・・・・・・・１地区１講座

　（b）パソコン講習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２地区２講座

　（c）介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）講習会・・１地区１講座

ｄ　実施場所　県内において、対象者が多いと見込まれる地区

ｅ　実施方法

（a）家庭生活支援員養成講習会

　　・講習内容

　　　　「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」（平成26年９月30日雇児福発0930第６号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長家庭福祉課長通知）別紙１に掲げる研修

　　　　ひとり親家庭の親等への支援策及び就職、再就職、離転職を取りまく法律制度についての情報提供

　　・開催時間

　　　　家庭生活支援員養成講習　26時間

　　　　その他（法律等制度についての情報提供）　１時間

（b）パソコン講習会

・講習内容

Windowsの基礎知識、Wordの基本操作、Excelの基本操作、ひとり親家庭支援策及び就職、再就職、離転職を取りまく法律等制度についての情報提供

・開催時間

パソコン講習　１講座あたり30時間

その他（法律等制度についての情報提供）　１時間

（c）介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）講習会

・講習内容及び開催時間

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第３条第１項第２号の規定に基づき、岩手県が指定する介護員養成研修事業者が行う介護員養成研修（介護保険法施行規則第22条の23に定める介護職員初任者研修課程）を所定の時間実施する。

また、所定の研修時間以外に、実習を２日間行い、ひとり親家庭支援策及び就職、再就職、離転職を取りまく法律等制度についての情報提供を１時間程度行う。

ｆ　講習会の開催に伴う事務等

（a）講師への謝金及び旅費等の支払

（b）会場の確保及び使用料の支払

（c）ひとり親家庭等日常生活支援事業を活用した託児サービスの提供

（d）就業支援講習会等事業に必要な広報等

g　留意事項

（a）講習受講者に対する講習後の就業相談、各種制度支援策活用に係る相談支援を実施すること。

（b）講習会受講者の受講旅費は、受講者負担とすること。

（c）講習会受講者の児童を預かる託児サービスは、ひとり親家庭等日常生活支援事業を活用するものとし、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保するとともに、あらかじめ利用者への周知を図ること。

ウ　ひとり親家庭等地域生活支援事業

生活に密着した法律問題及び養育費の取り決めなどを解決するため、法律の専門家を招いて特別相談事業を行う。

また、ひとり親家庭の親の養育費を確保するため、養育費に関する専門知識を有する相談員が、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談に応じ、関係機関との調整や情報提供を行うとともに、ひとり親家庭の親への養育費確保のための講習を実施する

（ア）特別相談事業

ａ　実施時期及び実施方法

（a）実施時期　通年

（b）実施方法

・随時方式（対象者の希望場所、日時に弁護士による法律相談を実施）

30回（１回概ね30分）

・指定方式（会場及び日時を指定して弁護士による法律相談を実施）

30回（県内概ね12地区×２～３回程度）

ｂ　対象者　　ひとり親家庭の親等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）

ｃ　相談の実施に伴う事務等

（a）弁護士への相談依頼及び謝金及び旅費等の支払

（b）相談会場の確保及び使用料の支払い

（c）特別相談事業に必要な広報等

（d）同行職員への謝金及び旅費の支払い

ｄ　留意事項　その他「岩手県母子家庭等特別相談事業実施要綱」（平成16年６月21日付け児第310号岩手県保健福祉部長通知）に定める内容とする。

（イ）養育費相談事業

ａ　実施時期及び実施方法

（a）相談等支援　　通年

ひとり親家庭の親からの養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談に対して、センターでの面接、電話、メール等の相談に応じ、必要な助言等を行い、関係機関との調整・情報提供を行う。

（b）講習の実施　　年４回

ひとり親家庭の親に対する養育費確保に向けた諸制度とその活用方法等について講習を実施する。

ｂ　対象者　　ひとり親家庭の親

ｃ　講習の実施に伴う事務等

（a）講師への謝金及び旅費等の支払

（b）会場の確保及び使用料の支払

（c）ひとり親家庭等日常生活支援事業を活用した託児サービスの提供

（d）必要な広報等

ｄ　留意事項　講習は、（１）④イ就業支援講習会等事業の開催に併せて実施しても差し支えないこと。

⑤その他留意事項

ア　事業の実施に当たっては、「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」（平成20年７月22日雇児発第0722003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）５（１）に十分留意の上、実施すること。

　　イ　事業の実施に当たっては、チラシ、新聞等を活用し、必要に応じて広報を行うこと。

（２）ひとり親家庭等日常生活支援事業

　「岩手県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」（平成15年７月23日付け児第455号保健福祉部長通知）及び「岩手県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要領」（平成15年７月23日付け児第455号保健福祉部長通知）に基づき、以下の業務を行う。

①　実施期間

通年

②　業務内容

家庭生活支援員（以下「支援員」という。）の派遣に必要な事務

ア　支援員の募集、養成及び推薦

イ　支援員の派遣等の手続き

ウ　支援員の手当支給に係る事務

エ　支援員と利用者との連絡調整に関する事務

③　支援員派遣に係る基準等

ア　原則として、利用者１人当たり概ね月５日程度、年30日を限度とする。

（これにより難い場合は、個別に協議を要する）

イ　子育て支援の際に利用者に提供される食事に係る費用は、支援員手当に含まない。

ウ　次の時間は、支援員手当の活動単位に含める。

ａ　生活支援において、支援員宅と利用者宅の往復に要する時間

ｂ　子育て支援において、支援員が保育園や病院等に利用者の子を送迎する時間

④　その他留意事項

　　事業の実施に当たっては、「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」（平成26年９月30日雇児発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に十分留意の上、実施すること。

５　事業実施にあたっての留意事項

　(１)　個人情報管理

相談者、受講者等の個人情報は、岩手県個人情報保護条例等により取り扱うこと。

　(２)　記録等

相談内容、講習内容等、記録すること。

　(３)　関係機関との連絡調整

事業の実施にあたっては、必要に応じて、市町村、県、関係団体等と意見交換を行う等、事業の効果的な実施に努めること。

　(４)　広報活動の実施

市町村、県、関係団体との連携を密にするとともに、ホームページや広報誌等を活用し、事業の広報を積極的に行うこと。

　(５)　その他

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第１項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年２月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第３に規定する合理的配慮について留意すること。